

環保第 2 0 3 7 号
令和 7 年 1 月 9 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合 管理者 千代松 大耕 様
熊取町長 藤原 敏司 様

大阪府知事 吉村 洋文

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価
準備書に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

令和 6 年 6 月 19 日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影響
評価条例第 22 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のと
おり申し述べます。

〔連絡先〕
大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課環境審査グループ

TEL 06-6941-0351（内線 3857）
06-6210-9580（直通）
FAX 06-6210-9575

1. 全般的事項

- (1) 本事業は、泉佐野市及び田尻町に新たに熊取町が加わって構成される清掃施設組合が、広域的に中間処理を行うごみ処理施設を整備する計画であるため、清掃施設組合及び3市町が協力して、ごみ排出量の削減及び適正処理の推進等の取組みを進めること。
- (2) ごみ排出量の削減等及びごみ処理施設の供用には、地域住民等の理解や協力が不可欠であることから、事業者においては、地域住民等との積極的なコミュニケーションを図るなどの取組みを行うこと。

2. 大気質

- (1) 周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制しつつ大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の供用後は施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。
- (2) 排ガス処理設備について、メンテナンス性の高い設備を選定するとともに、定期的に設備の点検や補修、日常的な煙突排出ガスの排出濃度や燃焼状態のモニタリング等を実施し、大気汚染物質の排出の低減に努めること。
- (3) 建設機械からの排ガスによる二酸化窒素濃度の予測結果は、事業計画地敷地境界において環境基準のゾーンの上限と同程度であることから、排出ガス対策型建設機械の使用、稼働台数の平準化や時間帯調整等、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること。

3. 騒音

敷地境界における建設機械の稼働による騒音の予測結果について、敷地境界の騒音レベルの最大値が規制基準値と同等であることから、建設機械の稼働により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、工事中的の影響について事後調査を適切に実施するとともに、低騒音型建設機械の使用や必要に応じて防音壁を設置するなどの環境保全措置を実施すること。

4. 陸域生態系

事業実施区域は山地・丘陵地—落葉広葉樹林とため池で構成される豊かな里山であるため、事業実施区域で損なわれる自然（陸生動物・陸生植物・淡水生物・陸域生態系）を可能な限り残置林、周辺の森林及びため池等へ移植するとともに、事後調査において移植後の注目すべき種の生息、生育状況が良好でない場合は、専門家の意見を踏まえ、再移植等の対策に努めること。また、専門家と協力して、注目すべき種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等の措置の実施に努めること。

5. 文化財

文化財である建造物は、空気中の汚染物質にさらされると金属部分が錆びるなどの影響を受けるため、大気汚染物質の排出の低減は、事業実施区域近傍に多く存在する指定文化財の保護の観点からも重要であることに留意すること。

6. 廃棄物

施設の稼働に伴い発生するばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制し、最終処分量を削減するため、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。

7. 地球環境

廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運用開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため運転管理及び維持管理に適切に取り組むこと。

8. その他

本事業に先行して実施される土地区画整理事業については、大阪府環境影響評価条例の手続の対象ではないが、本事業の事業計画の前提とされていることを踏まえ、事業者においては特に以下の点に留意して環境の保全に適切に取り組むべきである。

- (1) 新ごみ処理施設計画地は土地区画整理事業用地内にあることから、互いの造成工事及び施設供用に係る環境影響が生じるため、事業者において環境保全措置を確実に実施することはもとより、土地区画整理事業の関係者とも連携し、一層の環境負荷の低減に努めること。特に、施設稼働時における排水対策は、下水道への放流を前提としたものであることから、ごみ処理施設の稼働開始に際しては、下水道整備が完了している必要がある。
- (2) 発破掘削工事による低周波音の評価については、固定音源と比較してより複雑になるという特性があり、また、約 90dB で苦情が発生した事例もあることから、事業者においては、土地区画整理事業者と連携し、類似事例の知見を踏まえた詳細計画の策定や、地域住民への事前周知等の対応に努めること。
- (3) 事業実施区域の造成に際しては、法面と残置林との連続性の確保、法面緑化の際の遺伝子攪乱の防止、調整池における環境創出等の措置並びに消失するため池からの外来種の逸出対策について、専門家の意見を踏まえ、土地区画整理事業者と連携して適切に実施できるよう努めること。
- (4) 土地区画整理事業における造成工事及び施設の供用によって景観が大きく変化する地点があることから、土地区画整理事業の関係者と協力して、建物の配置や建築意匠により周辺の景観へ配慮するとともに、地域住民等に事前に情報を共有し、理解が得られるよう努めること。

以上